

17. お客様へのご説明について(自由化部門)

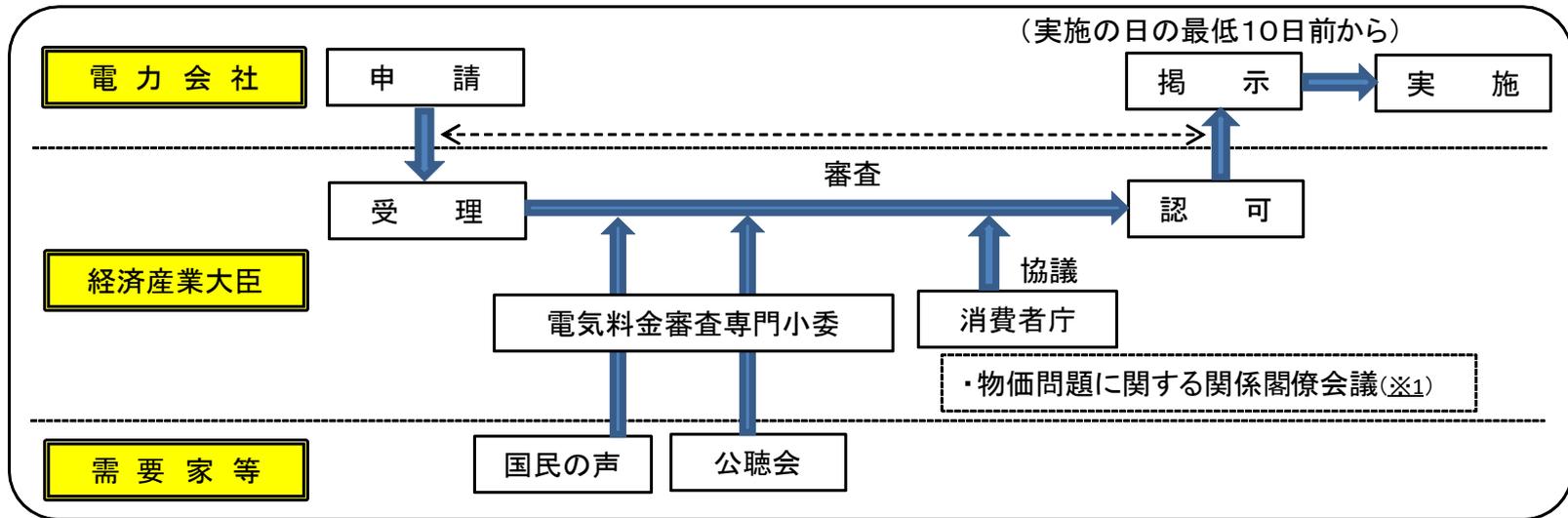
- ・自由化部門のお客様へは、値上げをお願いするに至った背景や値上げの内容、値上げによる影響額等について、訪問、電話等により個別にご説明してまいります。
- ・ご説明にあたりましては、丁寧な対応を心がけ、ご理解をいただけるよう努めてまいります。

<p>契約電力500kW以上の お客様</p>	<p>○お客様を訪問のうえ、値上げをお願いするに至った背景や値上げの内容、値上げによる影響額等についてご説明いたします(約1,400件)。</p>
<p>契約電力500kW未満の お客様</p>	<p>○値上げのお願いについての関係資料を郵送にてお届けのうえ、電話または訪問等により、値上げをお願いするに至った背景や値上げの内容、値上げによる影響額等についてご説明いたします(約17,600件)。</p>
<p>各種団体さま</p>	<p>○産業団体・企業を統括する団体さま等を訪問し、ご説明いたします。</p>
<p>お問い合わせへの対応</p>	<p>○値上げに関するご意見・ご質問等の専用窓口(電気料金お問い合わせ専用ダイヤル)を設置し、お問い合わせへお応えしてまいります。</p>

【参考】電気料金改定手続きの概要

- ・値上げ申請後は、経済産業大臣による申請内容の審査や、広くお客さまの意見を伺う場である公聴会、関係閣僚会議などを経て認可を受けることとなっております。

料金改定認可プロセス



(※1) 物価問題に関する関係閣僚会議(内閣官房長官が主宰)について

構成員：総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣(金融)、内閣府特命担当大臣(消費者)、内閣府特命担当大臣(経済財政政策)、内閣官房長官。

【出典】電気料金の仕組み(資源エネルギー庁)